

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年8月まで

年金事務所に国民年金納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。しかし、私は、申立期間当時の家計簿を所持しており、その家計簿には、申立期間に係る保険料支出の記載がある。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された家計簿には申立期間についての国民年金保険料支出の記載があり、その金額は当時の保険料と合致している。

また、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は申立期間直前の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、上記家計簿における当該期間の保険料支出の記載額は当時の保険料と合致していることから、申立期間の保険料についても家計簿の記載内容どおりに納付したものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月から3年3月まで
② 平成5年1月から同年3月まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間①が未加入で、申立期間②は未納とされていた。申立期間①については、母親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたはずであり、申立期間②については、当初は納付するのを怠っていたが、就職後に未納の通知書が届いたのですぐに納付した。

このため、申立期間①が未加入で、申立期間②が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は3か月と短期間であり、申立人は当該期間を除く国民年金被保険者期間の保険料を全て納付している上、申立人は、平成5年4月に就職した後、未納の通知書が届いたのですぐに納付したと主張しているところ、オンライン記録により、同年6月14日に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは無い。

一方、申立期間①については、年金手帳前渡整理簿及びオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年1月22日にA市区町村に払い出されていることが確認できることから、申立人はこれ以降に国民年金の加入手続きを行ったことが推認できる上、資格取得事由が「学生」となっていることから、申立人は、学生が強制加入となった同年4月1日以降に国民年金の加入手続きを行い、同年4月1日付けで資格取得したものと考えられ、申立期間①については学生であったことによる任意加入対象期間であることから、遡って資格取得することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、その母親に具体的な記憶が無い上、申立人は当該加入手続及び申立期間①の保険料納付に直接関与していなかったことから、申立期間①当時の加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月16日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和38年1月16日から同年6月25日までの期間のうち、同年1月16日から同年4月1日までの期間について、被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

私の所持する給料支払明細書のとおり、A社には昭和38年1月から勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び当時の同僚の証言により、申立人は、昭和38年1月16日からA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 8 日

ねんきん定期便により、A社における申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。同社から提出された資料のとおり、賞与を受け取り、厚生年金保険料を控除されたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与支給控除一覧表」により、申立人は、申立期間において、賞与の支給を受けていることが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成20年9月は28万円、同年10月及び同年11月は32万円、21年1月は32万円、同年2月は30万円、同年3月から同年7月までは32万円、同年8月及び同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月から21年12月まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成20年9月から21年12月までの標準報酬月額が、給与明細書の給与額に見合う標準報酬月額より低くなっていることが判明した。申立期間の標準報酬月額の記録について、給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成20年9月1日から同年12月1日までの期間及び21年1月1日から同年11月1日までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、オンライン記録上の標準報酬月額に見合う保険料額より高い保険料額が控除され、オンライン記録上の標準報酬月額より高い給与額が支給されていることが確認できる。

また、給与明細書が無い平成 21 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、その前後の期間の保険料控除額から、その標準報酬月額が 32 万円であったと推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成 20 年 9 月は 28 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 32 万円、21 年 1 月は 32 万円、同年 2 月は 30 万円、同年 3 月から同年 7 月までは 32 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 30 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成 20 年 12 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から 22 年 1 月 1 日までの期間については、給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から50年3月まで
年金記録を照会したところ、昭和47年12月から50年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。申立期間については、20歳になった昭和47年*月頃に父親が国民年金の加入手続を行い、保険料についても父親が納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年*月頃に、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料をその父親が納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の任意加入者の国民年金被保険者資格取得日が50年11月15日であることから、申立人が国民年金に加入した時期はこれ以降であると考えられ、この時点において、申立期間の一部については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、後から遡って納付したことはないと主張しており、特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その父親が国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付を行ったと主張しているが、その父親は既に他界している上、申立人自身は直接関与していなかったことから、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 62 年 3 月まで
ねんきん定期便を確認したところ、昭和 57 年 8 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっていた。

申立期間当時、私は、毎月納付書に現金を添えて、役場又は自宅（自営業のため、信用金庫職員が週 3 日自宅へ集金に来ていた。）で保険料を納付していた。また、未納であれば督促状も来るはずであるし、役場の職員が個別徴収していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は、国民年金保険料をその妻と一緒に納付していたと主張しているが、その妻も厚生年金保険被保険者期間である昭和 61 年度を除く申立期間の保険料が未納となっている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする役場又は金融機関において、保険料の納付の都度、長期間にわたり事務処理の誤りが発生し、その保険料の納付記録が全て消失したとも考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料について、毎月納付していたと主張しているが、当時の納付単位は毎月ではなく、その主張に不合理な点も見受けられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっていた。

申立期間当時、私は、毎月納付書に現金を添えて、役場又は自宅（自営業のため、信用金庫職員が週 3 日自宅へ集金に来ていた。）で保険料を納付していた。また、未納であれば督促状も来るはずであるし、役場の職員が個別徴収していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は、国民年金保険料をその夫と一緒に納付していたと主張しているが、その夫も申立期間の保険料が未納となっている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする役場又は金融機関において、保険料の納付の都度、長期間にわたり事務処理の誤りが発生し、その保険料の納付記録が全て消失したとも考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料について、毎月納付していたと主張しているが、当時の納付単位は毎月ではなく、その主張に不合理な点も見受けられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月及び同年3月

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成14年2月及び同年3月の保険料が未納となっていた。

申立期間の国民年金保険料については、納税組合を通じて夫婦二人分を毎月納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納税組合を通じて夫婦二人分を納付していたと主張しているが、その夫も申立期間の保険料が未納となっている。

また、申立期間については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号の導入に伴って、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年7月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年7月から13年3月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、学生納付特例期間とされていた。20歳の時に父親が国民年金の加入手続きを行い、母親が、兄及び姉の加入時と同様に、後から送られてきた納付書により申立期間の保険料を一括で納付してくれたはずである。
このため、申立期間が学生納付特例期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が、申立人の兄及び姉の加入時と同様に、後から送られてきた納付書によりまとめて納付したと主張しているが、オンライン記録により、申立人の申立期間については、申立人の兄及び姉が20歳になった頃にはまだ無かった学生納付特例制度による納付猶予申請が行われていることが確認でき、申立人及びその母親には、猶予された保険料の納付を行う場合に必要な「追納の申出」を行った記憶は無い。

また、申立期間については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号の導入に伴って、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 4 月から 17 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月から 17 年 3 月まで
年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間について国民年金に未加入とのことであった。私は平成 16 年 3 月に会社を退職後、同年 4 月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していた。
このため、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 16 年 3 月に会社を退職後、同年 4 月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録により、社会保険事務所（当時）から申立人に対し、同年 12 月 24 日付けで国民年金の加入勧奨が行われていることが確認できることから、この時点で国民年金の加入手続きが行われていなかったものと考えられる。

また、申立期間は平成 9 年 1 月以降の未加入期間であるが、同年同月に基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されない記録が生ずる可能性や未加入者が保険料を納付する可能性は極めて少ないものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年6月まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和16年4月から20年6月までの被保険者記録が確認できなかった。

しかしながら、尋常小学校を卒業し、昭和16年4月からA社に勤務していたのは間違いないので、女性が厚生年金保険の加入対象となった19年10月1日以降の申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からは、当時の資料が残っておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態については確認できないとの回答が得られた。

また、申立期間当時、A社に勤務していた女性で連絡先が判明した6人に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態についての証言は得られなかった。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は見当たらない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人及び申立人を同社に紹介したとする同僚の氏名は見当たらず、申立期間における健康保険整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1928

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 51 年 11 月まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A市区町村にあったB社に勤務していた昭和47年4月から51年11月までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は確かに勤務しており、給与明細書に厚生年金保険の項目があったことを覚えている。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する所在地に、現在、C社という名称の事業所が存在しているため、同事業所に照会したところ、申立期間当時は、B社という名称で現在と同じ場所で営業していた旨の回答が得られた上、当時の事業主の氏名は申立人の主張とほぼ一致することから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、B社及びC社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、C社からは、申立期間当時の事業主は既に他界しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用の有無については分からない旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人は、連絡先が不明のため、照会することができない。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年1月20日から24年1月1日まで
② 昭和24年1月1日から26年3月1日まで
③ 昭和26年3月1日から28年4月1日まで
④ 昭和30年5月1日から32年11月1日まで
⑤ 昭和32年12月1日から33年2月1日まで
⑥ 昭和33年2月1日から35年11月1日まで
⑦ 昭和36年4月1日から39年6月16日まで
⑧ 昭和40年10月15日から41年7月1日まで
⑨ 昭和45年10月1日から49年9月10日まで
⑩ 昭和50年4月15日から同年12月1日まで
⑪ 昭和50年12月1日から53年12月1日まで
⑫ 平成元年9月28日から同年10月2日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、C社に勤務していた申立期間③、D社に勤務していた申立期間④、E社（現在は、F社）に勤務していた申立期間⑤、G社に勤務していた申立期間⑥、H社（現在は、I社）に勤務していた申立期間⑦及び⑧、J社に勤務していた申立期間⑨及び⑩、K社に勤務していた申立期間⑪、並びにL社（現在は、M社）に勤務していた申立期間⑫について、被保険者記録が無いことが判明した。

私は、いずれの事業所においても勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険料を給与から控除されていたことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人と同時期にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者及び当該期間当時、同社において被保険者資格を有していた者のうち、連絡先が判明した者10人に照会したところ、そのうちの1人から、申立人の名前に記憶はあるが勤務期間及び勤務形態等は分からない旨の回答があり、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができなかった。

また、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、所在地を管轄する法務局に照会したところ、A社という名称の会社及び法人は確認できない旨の回答があり、当時の事業主及び役員等を確認することができない。
- 2 申立期間②について、オンライン記録により、申立人が事業所の所在地であったと主張しているN市区町村においてB社を検索したが、該当する厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、所在地を管轄する法務局に照会したところ、B社という名称の会社及び法人は確認できないものの、申立期間②当時、N市区町村内においてO業を営んでいたP社が確認できたことから、同社についてオンライン記録により検索したところ、厚生年金保険の適用事業所に係る記録が確認できない。

さらに、申立人は、当時の同僚の名前を一人も記憶しておらず、照会することができない。
- 3 申立期間③について、オンライン記録により、申立人が事業所の所在地であったと主張しているQ市区町村においてC社を検索したが、該当する厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、所在地を管轄する法務局に照会したところ、C社という名称の会社及び法人は確認できない旨の回答があり、当時の事業主及び役員等を確認することができない。

さらに、申立人は、当時の同僚の名前を一人も記憶しておらず、照会することができない。
- 4 申立期間④について、当該期間当時、D社において社会保険事務を担当していたとして同僚が名前を挙げた者は既に他界しているため、照会することができない。

また、申立期間④当時、D社において厚生年金保険被保険者資格を有し、連絡先が判明した者10人に照会したが、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、D社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、所在地を管轄する法務局に照会したところ、D社という名称の会社及び法人は確認できない旨の回答があり、当時の事業主及び役員等を確認することができない。

加えて、申立期間④に係るD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険整理番号にも欠番は無い。

- 5 申立期間⑤について、F社に照会したところ、当該期間当時の資料は残されておらず、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない旨の回答が得られた。

また、申立期間⑤当時、E社において社会保険事務を担当していたとして同僚が名前を挙げた者は既に他界しているため、照会することができない。

さらに、申立期間⑤当時、E社において厚生年金保険被保険者資格を有し、連絡先が判明した者10人に照会したところ、そのうちの1人から、申立人の名前に記憶はあるが勤務期間及び勤務形態等は分からない旨の回答があり、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができなかった。

加えて、申立期間⑤に係るE社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険整理番号にも欠番は無い。

- 6 申立期間⑥について、G社に照会したところ、当該期間当時の資料は残されておらず、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない旨の回答が得られた。

また、申立期間⑥当時、G社において総務部門を担当していた者に照会したところ、申立人の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができなかった。

さらに、申立期間⑥当時、G社において厚生年金保険被保険者資格を有し、連絡先が判明した者10人に照会したところ、そのうちの1人から、申立人の名前に記憶はあるが勤務期間及び勤務形態等は分からない旨の回答があり、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができなかった。

加えて、G社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険整理番号にも欠番は無い。

- 7 申立期間⑦及び⑧について、労働局から、申立人のH社に係る雇用保険の被保険者資格の取得日は昭和39年6月16日であり、離職日は40年10

月 14 日である旨の回答が得られており、申立人に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票と一致していることが確認できる。

また、I 社に照会したところ、申立期間⑦及び⑧当時の資料は残されておらず、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない旨の回答が得られた。

さらに、申立期間⑦及び⑧当時、H 社において社会保険事務を担当していたとして同僚が名前を挙げた者についてオンライン記録により検索したが、該当する者が見当たらない。

加えて、昭和 36 年 4 月前後、39 年 6 月前後及び 40 年 10 月前後に、H 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者及び同社 R 工場において被保険者資格を有する者のうち、連絡先が判明した者 21 人に照会したものの、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができなかった。

- 8 申立期間⑨及び⑩について、労働局から、申立人の J 社に係る雇用保険の被保険者資格の取得日は昭和 49 年 9 月 10 日であり、離職日は 50 年 4 月 15 日である旨の回答が得られており、申立人に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票とはほぼ一致していることが確認できる。

また、J 社に照会したところ、申立期間⑨及び⑩当時の資料は残されておらず、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない旨の回答が得られた。

さらに、申立期間⑨当時、J 社において社会保険事務を担当していた者に照会したところ、申立人の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができなかった。

加えて、申立期間⑨及び⑩当時、J 社において厚生年金保険被保険者資格を有し、連絡先が判明した者 10 人に照会したものの、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができなかった。

- 9 申立期間⑪について、オンライン記録により、申立人が事業所の所在地であったと主張している S 市区町村において K 社を検索したが、該当する厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、所在地を管轄する法務局に照会したところ、K 社という名称の会社及び法人は確認できない旨の回答があり、当時の事業主及び役員等を確認することができない。

さらに、申立人は、当時の同僚の名前を一人も記憶しておらず、照会することができない。

10 申立期間⑫について、労働局から、申立人のL社に係る雇用保険の被保険者資格の取得日は平成元年10月1日であり、離職日は5年8月10日である旨の回答が得られており、オンライン記録とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人から提出されたL社における入社契約書及び退職金支給明細書により、申立人は、同社において、平成元年10月2日から5年8月10日までの期間、勤務していたことが確認できる。

さらに、M社に照会したところ、申立期間⑫当時の資料は残されておらず、申立人の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない旨の回答が得られた。

加えて、L社において社会保険事務を担当していた者に照会したところ、申立人が同社に勤務していたのは間違いないが、勤務期間については分からない旨の回答が得られた。

また、申立期間⑫当時、L社において厚生年金保険被保険者資格を有し、連絡先が判明した者4人に照会したものの、申立人の勤務期間に係る具体的な証言を得ることができなかった。

11 このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。